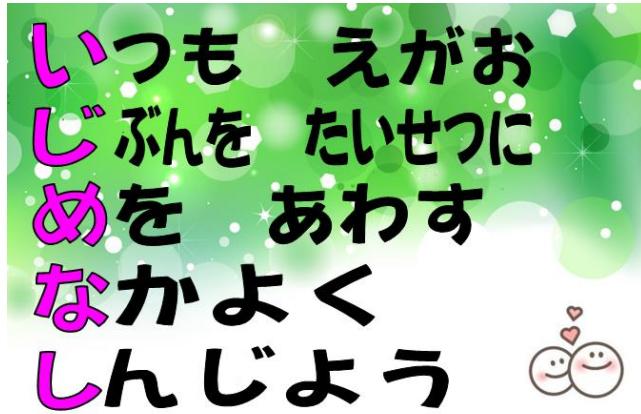


西小っ子の いじめ防止基本方針〈児童版〉

年 組 名前



あさひかわしりつにしかぐらしょうがっこく じどうかい
【旭川市立西神楽小学校 児童会】

1 はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？ いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとても大きな危険を生じさせたりすることがあります。私たちは、どんな小さいじめもけっしてゆるさず、一人一人が大切にされ、西小っ子の全員が幸せに、楽しい学校生活を過ごせることをめざしています。この「いじめ防止基本方針〈児童版〉」は、いじめをなくすためには、実際にどんな行動をしたり、どんなことを考えたりしたらよいかをまとめています。よく読んで、西小っ子の気持ちをひとつにして、この西神楽小学校から全てのいじめをなくしましょう。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針「はじめに」

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2 いじめとは

「いじめ」とは、暴力はもちろん、相手の心を傷つけるような言葉や行動（無視など）です。直接、相手に対してこういうことをするほかにも、相手の知らないところやインターネットなどで行われるものもあります。

たとえばこんなことです。

- 冷やかし、からかい、悪口やらんぽうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、相手にしない、知らないふり（無視）をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはすかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。

- 参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 P 1～3
- 参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 P 24
- 参考にしよう 学校いじめ防止基本方針 P 1～2

3 いじめを生み出さないために

いじめを生み出さないためには、西 小っ子全員が、「いじめは絶対にゆるされないことである」という考え方をしっかりとつことが大切です。そして、自分のことだけでなく、友だちがいじめられているかもしれないと思ったときには、知らないふりをせずにその子の力になってあげたり、先生に知らせたりする勇気をもたなければなりません。

- 参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 P 25
- 参考にしよう 学校いじめ防止基本方針 P 4～6

4 いじめを受けたとき、見たとき、聞いたときには

西神楽小学校の先生方は、いじめ防止対策推進委員会をつくって、もし、いじめがおきたときには、いじめられた子どもをどのようにして守るかを準備しています。ですから、いじめを受けたときはもちろん、いじめを見たとき、聞いたときには、担任の先生だけでなく、保健の先生、校長先生、教頭先生、どの先生方でも、だれでもすぐに相談しましょう。そのほかにも家族やスクールカウンセラー、最後のページにあるような相談窓口もたくさんあります。「いじめは、絶対ゆるさない」の気持ちですぐに知らせてください。

【先生方のいじめ防止対策推進委員会がしてくれること】

	いじめを受けた人に うひと	いじめを行った人に おこなひと	まわりの人たちに ひと
学 校 で は	<p>□いじめから守ります。</p> <p>□心配なく、学校生活を送ることができるように、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。</p> <p>□必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。</p> <p>□二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。</p>	<p>□いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。</p> <p>□いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。</p> <p>□これから的生活で気を付けることを考えてもらいます。</p> <p>□必要があれば、警察などに相談します。</p> <p>□二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。</p>	<p>□いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。</p> <p>□いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大きさを教えます。</p> <p>□いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。</p> <p>□みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。</p> <p>□いじめを知らせてくれた人</p> <p>□秘密を守り、いじめを行つた人から、しっかりと守ります。</p>
家 の 人 に	<p>□いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。</p>	<p>□いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。</p>	<p>□家の人に協力をしてもらうときには、説明します。</p>

➤ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P 26

➤ 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P 10

5 いじめを防止する児童会は

私たち西神楽小学校児童会は、いじめを生みださないためにいろいろな取組をくふうして行います。令和3年度のいじめゼロスローガンは「①つもえがお ②ぶんをたいせつにめをあわす ③かよく ④んじよう」と設定しました。スローガンは児童玄関に掲示します。また、5月から、全校で「西小をよりよくする取組」として、①「いじめなしマスクットキャラクター制作」②「よびかけ運動」といった活動を行い、西小っ子みんなが仲良く、楽しく学校生活が送れるようにします。一人一人が、キャラクター作りやキャラクターを見ることを通して、スローガンを意識し、笑顔いっぱいで明るい学校となるようにします。

- 参考にしよう ➤ 旭川市いじめ防止基本方針P 27
- 参考にしよう ➤ 旭川市いじめ防止基本方針P 32~37
- 参考にしよう ➤ 学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」

6 いじめについての相談は

いじめの苦しさや悲しさは、自分一人では解決できません。それどころか、相談するかどうか迷っているうちに、いじめはどんどんひどくなっています。少しでも早く、あなたの近くの力になってくれる人や相談窓口に相談しましょう。もし、直接相談できなければ、友だちや家族の人に代わって相談してもらいましょう。絶対に一人で悩まないでください。

- 参考にしよう ➤ 旭川市いじめ防止基本方針 P 8
- 参考にしよう ➤ 旭川市いじめ防止基本方針 P 28
- 参考にしよう ➤ 学校いじめ防止基本方針 P17

6 いじめについて相談できるところ

◆旭川市子ども総合相談センター

◆ あさひかわし こ そうごうそうだん
◆ 旭川市子ども総合相談センター

◆ でんわばんごう 子どもホットライン 0120-528506
<電話番号> 子どもホットライン 0120-528506

◆ うけつけじかん 月・木 8:45~20:00
<受付時間> 月・木 8:45~20:00

◆ か すい きん 火・水・金 8:45~17:15
<受付時間> 火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

◆ こ そうだんしえん ほっかいどうきょういくいいんかい
◆ 子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

◆ でんわばんごう 0120-3882-56
<電話番号> 0120-3882-56

◆ うけつけじかん まいにち じかん 毎日24時間
<受付時間> 每日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

◆ こ じんけん ぱん あさひかわちほ うほうむきょく
◆ 子どもの人権110番（旭川地方法務局）

◆ でんわばんごう 0120-007-110 (ゼロゼロななのひやくとおはん)
<電話番号> 0120-007-110 (ゼロゼロななのひやくとおはん)

◆ うけつけじかん 月～金 8:30～17:15
<受付時間> 月～金 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

◆ あさひかわほ う むしょうねんしえん あさひかわしょうねんかんべつしょ
◆ 旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

◆ でんわばんごう 0166-31-5511
<電話番号> 0166-31-5511

◆ うけつけじかん 月～金 9:00～16:00
<受付時間> 月～金 9:00～16:00

◆法テラス旭川

◆ ほう あさひかわ
◆ 法テラス旭川

◆ でんわばんごう 050-3383-5566
<電話番号> 050-3383-5566

◆ うけつけじかん 月～金 9:00～17:00
<受付時間> 月～金 9:00～17:00

スクールカウンセラーの先生は

きょうとうせんせい たんにん せんせい い
教頭先生や担任の先生に言えば、いつでも呼んでもらえます。

かぞく ひと そだん う
家族の人からの相談も受けてくれます。